2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

⑶　平成12年度以降に元請として完了（平成27年３月31日完了見込みを含む）した保守又は点検業務において、以下の対象設備を含むものの履行実績を証明した者であること。

ただし、発注者が、国の機関（注１）、地方公共団体（注２）、公共機関（注３）又は地方公社（注４）の場合は、再委託を受けての実績も認める。

対象設備：次の①から⑦のいずれか１つの設備とする。

①多重無線設備　②端局設備　③遠方監視設備　④交換設備　⑤長距離（30㎞以上）用光伝送設備　⑥衛星通信設備　⑦ネットワーク設備

注１）国の機関とは国、事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人をいう。

注２）地方公共団体とは地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

注３）公共機関とは、災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

注４）地方公社とは地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社）又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられるものをいう。

⑷　本業務の配置予定管理技術者は、平成27年２月９日の時点で次の①から④のいずれか一つの条件並びに平成27年４月１日の時点で⑤及び⑥の条件を満すこと。なお、業務経験は、保守又は点検業務の履行実績（再委託を受けての実績を含む）とし、電気通信施設点検基準㈱に記載のあるいずれかの設備を含むものとする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

②　学校教育法による高等学校若しくはこれに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者

④　以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が３年以上あること。

・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・技術士（電気電子部門）
・一級電気工事施工管理技士
・第一級、第二級総合無線通信士
・第一級、第二級陸上無線技士
・第一級陸上特殊無線技士

⑤　配置予定管理技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内にあること。

⑥　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、平成27年４月１日現在の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、１億円未満かつ４件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む）。配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の落札決定後から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の⒜～⒞までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

⒜　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績）を有する者。

⒝　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等）を有する者。

⒞　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑸　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号大阪合同庁舎第１号館８階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第一係長　中尾　玲子　電話06―6942―1141（内線2536）

⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　入札説明書の交付する場所及び方法　上記⑴にて交付する。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成27年２月９日16時00分

⑸　電子入札システムによる入札書の受領期限及び紙入札・郵送等による入札書の受領期限　平成27年３月16日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成27年３月17日14時00分　国土交通省近畿地方整備局入札室

4　その他

⑴　契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

⒜　電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

⒝　紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、⒜⒝いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会が有った場合には、説明しなければならない。

⑷　落札対象　証明書等は、支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。本公告４⑶に従い書類・資料を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格を全て満たし、本公告及び入札説明書において明らかにした性能・機能・技術能力等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、